



日野市の空き家事情とそれに対する取り組みの説明会と相談会を実施します。市民や所有者の皆さま、住宅に係る団体の方や空き家を活用したい方、興味ある方の参加をお待ちしています。

日野のアキヤについて考えよう！

2016年

10月30日

sun 13:00-15:00

入場無料 自由参加
イオンモール多摩平の森
3階イオンホール

JR中央線豊田駅から徒歩3分
国道20号線から500m

■内容

- ・市の空き家対策について(対策計画と空き家条例の概要)
- ・法律と条例で進める日野市の空き家施策
- ・まちづくりにおける空き家の活用
- ・先進的な空き家活用の取り組み
- ・空き家活用に関する相談会の実施

■問い合わせ

日野市まちづくり部都市計画課住宅政策係
042-585-1111(内線:3141)
tosikei@city.hino.lg.jp

- ※点字資料、拡大文字資料や手話通訳、要約筆記などをご希望される場合は、事前に上記の問い合わせ先までお申し出ください。
- ※当日、介助者などの同行があり、座席が必要な場合、あらかじめご連絡ください

■登壇者



北村 喜宣

上智大学法科大学院長。
神戸大学法学部卒業、カリフォルニア大学バークレイ校大学院「法と社会政策」研究科修士課程修了。
横浜国立大学経済学部助教授などを経て、2014年より現職。2006～2015年度司法試験考査委員(環境法)。専門は行政法学、環境法学、政策法務論。
近著に『環境法』(有斐閣、2015年)、『空き家対策の実務』(編著、有斐閣、2016年)など。



饗庭 伸

首都大学東京大学院都市環境科学研究科准教授。
早稲田大学理工学部建築学科卒業。川崎市役所、早稲田大学助手などを経て、2007年より現職。
専門は都市計画・まちづくり。近著に『都市をたたく』(花伝社、2015年)、『自分にあわせてまちを変えてみる力』(萌文社、2016年)、『まちづくりの仕事ガイドブック』(学芸出版社、2016年)など。



井上 文

特定非営利活動法人せたがやオルタナティブハウジングサポート代表理事、一級建築士事務所環境企画G主宰、世田谷区住宅まちづくり総合相談員。2000年NPO法人設立。
早稲田大学理工学部建築学科卒業。
市場では入手しにくい住まいや場を獲得するため主体的に活動する住民の支援を通して住民主体のまちづくりを応援。地域貢献型事業体がシェアする建物コーディネーター、空き家活用による重度障害者グループホーム、高齢者通所施設のほか、障害者の住まいや地域活動の場づくりにかかわっている。

ホームページ：<http://www.city.hino.lg.jp/index.cfm/196,0,351,2117.html>



日野市の空き家対策
取り組み報告会 & 相談会

「日野市空き住宅等対策計画」を策定しました



空き家対策を総合的・計画的に推進するため、5年後の目標を3つ掲げ、取り組みを実施していきます。

< 3つの目標 >

空き家などは現状より大幅に増やさない

各地域にある空き家などが大幅に増えない施策を推進します。

近隣に迷惑をかける空き家などをなくす

管理がされず近隣の迷惑となる空き家などをなくすとともに、家屋が倒壊しそうな空き家などを発生させない施策を推進します。

空き住宅等を地域の課題解決の資源とする

地域のニーズに応じて、空き住宅等が交流の場、地域の生活利便や魅力が向上する場として、活用される施策を推進します。

取り組みにあたっては「**空き家はまちの資源**」であるとして、市民や所有者の皆様のご理解とご協力をいただきながら、自治会や関係する団体の方々との連携していきます。



「日野市空き住宅等の適切な管理及び活用に関する条例」を制定しました



全国的に空き家問題が深刻化していることを受け、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「空家法」）が平成27年5月に施行されました。本条例は、空家法の適切な運用を図るとともに対策計画の施策を促進するため制定しました。

本条例は平成**29年1月1日**から施行します。

条例内容の詳細は、都市計画課へお問合せまたはHPをご覧ください。



空き家の不動産流通を促進します



空き家の不動産流通の促進を目的とした覚書を、市内の不動産業に係る二つの協会と締結しました。

この覚書に基づき、お困りになっている空き家所有者が、不動産に係る専門家から相談を受けられるようになります。ご関心のある方お問い合わせください。

名称) 日野市の空家等の流通の促進に係る連携に関する覚書

締結先) 公益社団法人東京都宅地建物取引業協会南多摩支部
公益社団法人全日本不動産協会東京都本部多摩南支部

主な取り組み) (1)所有者等からの空き家の相談に対する積極的な対応
(2)空き家の流通の促進に関する必要な情報の共有および発信



空き家を活用したい人募集します



空き家を活用し地域の活性化が進む取り組みの普及に向けて、空き家の所有者と空き家を活用したい方（活用希望者）のマッチング（紹介）を行っていきたくと考えています。そのため、マッチングに向けた活用希望者の登録を始めます。

対象者) 市内の空き家を活用して地域が活性化する取り組みをしたい方、団体（自ら住む目的、又は不動産物件として売買等する目的は除きます）

※事業の実績等は問いません。

注) 登録すれば空き家所有者にすぐマッチングするものではありません。
活用希望者間での交流や意見交換等を踏まえていただく場合があります。